

## 1 開会

### 事務局

定刻になりましたので、ただいまから平成13年度第3回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。

はじめに環境生活部次長の萩原よりご挨拶申し上げます。

## 2 あいさつ

### 萩原環境生活部次長

今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

宮城県の民間非営利活動がますます活発になるような施策を展開してまいりたいと思いますので、今日は忌憚なく御議論いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

## 3 協議

### 事務局

協議に入りたいと思います。ここからの進行は山田会長にお願いします。

### 山田会長

みなさんおはようございます。

2期目の委員会としては今日が2回目の委員会ということになります。1期目では宮城県のNPO促進策を作り上げるために一生懸命やってきました。みやぎNPOプラザもいろんな議論を進めながら動き出して1年ということになってきました。これからは少し落ち着いて次の展開を考えなければならないというところにきまして、予算もだいぶ厳しくなってきましたが、NPO促進の流れをトーンダウンさせない形でみささんと一緒にがんばっていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

早速議事に入りますが、最初に平成14年度NPO活動促進策の展開について事務局から説明願います。

### 櫻井NPO・青少年班長

NPO活動促進班の櫻井と申します。よろしくお願いいいたします。

資料1を見ていただきたいと思います。14年度の予算と組織体制ということで、3ページお開きください。組織は現在の「NPO・青少年室」から来年度は「NPO活動促進室」になりますので、そのの体系を書いたものでございます。大きな項目が「だれもが参加・参画でき、多様な主体が協働する社会の実現」ということでございますけれども、これは宮城県の今の総合計画がありまして「新世紀豊かさ実感みやぎ」というところの計画のなかの戦略プロジェクトの一つとして掲げられている項目でございます。そのための施策として民間非営利活動の促進ということで、NPO活動の支援促進及びNPOと行政のパートナーシップの確立というなかに各項目があります。この項目については、前回12月20日の会議の時にA3のペーパーで平成10年からの流れのなかで述べていた項目と同じでございます。NPO法施行事務、これが認証等でございます。年間平均36、37件の設立認証等の事務を行っております。次に民間非営利活動促進委員会の運営ということでだいたい年3回行っております。NPO活動企画コンペ事業、これは活動企画を公募してそれを審査して助成金を交付しているということでございます。NPOフォーラム開

催事業、これが啓発事業でございます。NPO・青少年協働促進事業、これは青少年のNPO活動への参加を促進するという観点から取り組んでいる事業でございます。それからみやぎNPOプラザ運営事業、これがこの1階の部分のみやぎNPOプラザの運営に係る経費でございます。そのほかに、情報化のIT基金というものを活用したみやぎ情報化推進事業ということでIT講習会の開催費用として460万円計上しました。それからみやぎNPOプラザの修繕としてこの冷却水の配水管の修繕が必要だということで費用が計上されて、先日の議会で承認されたところでございます。次の4ページ、14年度のNPO活動促進の体制としては、今までNPO・青少年室ということで、NPOと青少年が一緒の室だったわけですが、それが分かれまして青少年は青少年課として独立することになりました。NPO活動促進室ということでこういった体制になりました。地方機関の組織としては民間非営利活動プラザということでございまして、館長以下6名の体制で現状と同じでございます。それが1の予算と組織の体制でございます。

2にいきまして、施策展開の基本的な考え方ということでメモにしておきました。ひとつはNPOと行政のパートナーシップ、協働、連携、協力、参加等、いろいろな場面に応じて役が分けられると思いますが、その基本的な考えは地域の様々な課題に取り組んでいるNPOの知恵と行動力を県の施策展開に活かしていくということでございます。具体的には施策展開のプロセスに対応して次のような例が考えられるという形でございます。施策の計画立案の段階で意見を聴く、実施の段階でNPOとの共催や実行委員会へのNPOの参加、NPOへの委託等でNPOと分担して行う。また、施策の効果を評価する段階でNPOの意見を聴くということが考えられると思います。パートナーシップというあり方を県政全般、各部各課の施策のなかで具体化していくということが必要であろうということで、昨年、パートナーシップ推進員を各部主管課の課長補佐をお願いしたわけでございます。この方々と職員全体の研修会を実施するなどしてNPOとの連携、協力というものを進めていきたいと考えております。なかなか、パートナーシップという言葉も初めてという段階ですので、完全にというわけではないので、これから意識啓発を図っていく必要があるというふうに考えています。例えばのところではNPO活動促進施策の展開については、ひとつは基本的な事項についてはNPO活動促進委員会の意見を尊重して進めるということが条例で決められております。基本的な枠組みのなかで各事業を実施するに当たっては、個別NPOとの連携なり、例えばフォーラムということであればそれに関係するようなNPOとの共催というような形で実施してきております。このプラザの管理運営に関しても運営協議会の意見を聴いて進めるということで1年間やってまいりました。情報とか清掃業務等もNPOへの委託という形で進められています。これがNPO施策を推進するに当たってのパートナーシップということの具体的な例になるかと思えます。2ページ目で(2)として特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証というのがあります。お手元の資料に現在の認証状況一覧が入っていますので後で見たいと思います。認証の受付、相談の窓口は県庁とプラザで行うということで13年度の体制と変わりますが、プラザの運営も安定してきましたので、プラザでの対応というものを今後充実していきたいと思えます。当初プラザをつくる時のNPO活動促進中核機能拠点の整備に関する報告書のなかでは県の施策というのがプラザのなかに一元化されるべきだという考えでありました。そういうこともありますので、この認証事務の取扱いについては、今

後の認証申請の状況や県の組織のあり方等も勘案しながら検討してまいりたいと思いません。各圏域に窓口を設けるべきだという御意見もありますが、認証一覧の表の後ろにつけておりますように約70%が仙台市とその周辺、宮城県の組織で言えば仙台地方県事務所管内でございます。他の圏域は年にゼロ若しくは2、3件ということでございますので、そのために人を配置してということの必要性は乏しいかなというふうに考えております。

(3)のNPO活動企画コンペ事業についてですが、この進め方については平成11年度から13年度までで57団体に助成してまいりました。上限が20万乃至30万円です。NPO活動の裾野を広げるという観点で初めてこういった助成金を受けるといった団体も含めて対象にして選考して助成するという形でしたので、そのようなことに慣れていないという団体もあったことは確かです。われわれとしては、それをきっかけとして発展することを期待していたわけでございます。問題点としていろいろ指摘され、習熟していない団体が見受けられるということや審査方法として書類審査と3分から5分程度のプレゼンテーションという形での審査でございましたが、それではなかなか適切なアドバイスや評価はできないのではないかという御批判もありました。この点に関して来年度はもう少し時間をかけて個別に書類等を審査、ヒアリングし、そのなかで経費の積算のし方であるとか事業計画のたて方というものを御相談に応じながらよりよい計画にしていくような対応をしたらよいのではないかと考えております。実績等による、例えば法人でなければだめだといったことは考えておりません。また、予算削減への対応ということで助成金額が13年度は400万円だったものが14年度は約270万円と減りましたので、全県を対象としてということではなく仙台市を除いて14年度仙北地域、15年度仙南地域ということで分割して実施していこうかと考えております。仙台市でも同様のまちづくり企画コンペというものを行ってありまして14年度の予算300万円程度で進められておりますので、われわれ県の方としては、まだそういう事業に取り組まれていないところを対象として実施してはどうかというふうに考えています。(4)番目としてこれまで人材育成事業を11年度から3か年で本年度まで実施してまいりました。3か年で県内を一巡したということと他の中間支援団体でもいろいろな育成事業に取り組んでいるということもありますので、これは本年度で終了ということにいたしました。ただ人材育成が重要なことであるということには変わりありませんので、先ほどのコンペでのヒアリングやフォーラムの内容をそういう内容のものに、今まではNPOとは何かというような感じのテーマが多かったんですが、今後は人材育成といったようなものを取り込んでいったらどうかと考えております。以上が協議事項1についての説明とさせていただきます。

山田会長

1の協議事項につきまして説明がありました。前は過去数年間の促進策の流れの説明があっただけで了解いただいたところですが、今回は14年度の中身について大きく4つに分けて御説明をいただきました。1のパートナーシップについてはこれまでの経緯も含めて御説明がありましたがこれにつきまして御意見、御質問ありましたらお出しいただきたいと思えます。

櫻井委員

2点だけ質問なんですけど、1ページの2番の(1)のパートナーシップのところについてですが、の各部各課の施策のなかで具体化云々という項目がありますけれども特に

県のNPOへの委託事業のことなんですが、基本的に環境ですとか福祉ですとか関連する部局から関係するNPOにいくつか出ると思うんですが、事業を普通の民間企業に委託する場合と同じような形式で、例えばこの4月明けて5月ぐらいになると突然事業がどんどん県の方から出てくるんですね、それは当然予算が決まってそういう形になるんだと思いますが、NPOの側から言いますと事業を県の方で継続する場合に、こういった事業を来年度継続するのであれば、こういった工夫を取り入れるともっと効率よく地域に根ざしたようなニーズに応えられる事業ができますよという提案をいくつか関係するNPOで必ず予算を組むかなり早い段階で県の方の関係する当局に御提案申し上げたりするんですが、端的に申し上げると班長段階で門前払いされるのが実態でして、なかなかNPOの意向というものを組み入れた事業の委託をやっていただけないというところがあります。パートナーシップですとかNPOの知恵と行動力を県の施策展開に活かすという文言ありますけれども事業を委託する場合にあっても、NPOの意見をできるだけ組み入れるようなそういうなかで政策形成していくような仕組みが考えられないかということはこのところ何年も考えてまして毎年御提案申し上げますけれども門前払いされてしまう。挙げ句の果てにはお金出してるのはうちですからねと口走る職員の方もいらっしゃいます。もっとひどい職員の方になりますと幹部の方ですけれども補助しているようなものですからというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいます。しかし、そういうことにショックを受けないで根気よく提案申し上げますけれども、全然議論に組み入れていただけない、突然5月ぐらいになって事業が出てきてやらないかという話になって、どこにパートナーシップというのがあるのかなというのが、現場で実際に感じるわけです。そのあたり各部各課の連携というのを今後お考えかというのが1点です。

2点目はコンペ事業ですけれども選考方法についてはよくわかりましたけれども、補助金で事業を実施した後の評価をどのように行っているのか、それから公開をどのように行っているのか、これは私が不勉強なのかも知れませんが、事実関係だけ教えていただきたいと思います。

山田会長

1点目の方は二つ御意見があると思いますが、一つは県庁内のパートナーシップというか他の課におけるNPO促進に関する理解がもう少し進められるべきではないかということと、もう一つはNPOからの提案をどういう形で受け止めていくか、例えば都市計画に関してはNPOが計画に対して提案をする権利が得られるというようなことがこれから出てきそうですので、そういった意味で県庁内でパートナーシップを進めていくためには、NPOからの提案を受け入れるシステムを用意した方がよいのではないかと御意見ですね。

2つ目はコンペで助成金を提供するところまではいいいんですけれども、その成果の公開あるいは発表みたいなものをどうしているかというあたりですが、いかがでしょうか。

櫻井NPO・青少年班長

委託の関係では、率直な御意見いただきましてその事実を否定する根拠を私も持っておりませんので、そうかと思えます。ただ、確かにNPOの意見を聴いて、NPOと一緒に仕事をしていったらいいのではないかという話は知事がよくいろんなところで話していることとございますが、現実に私も県庁に20数年おりますけれども、なかなか新しいことな

のでそれがスムーズに各部局各課また地方公所でうまくいっていないというのは私も経験ありますのでわかりますけれども、これはこれからさっき言ったような啓発を重ねながら進めていくというふうにお答えするしかないと思います。

もう一つコンペに関しては、今年は報告会を3月10日に実施しました。その社会的な評価というところにつきましてはどのような形で評価していったらいいのか難しいという思いはあります。ただ、このような事業が行われ、このような成果が表れましたというご報告の機会は最後の年度末にやることにしており、これまで3回やってまいりました。

山田会長

2点目の方ですけれども、仙台市ですと最後の報告会の時に審査員が出て、コメントをするとかホームページ上に審査委員会の各委員のコメントが出るんですね。仙台市との情報交換はしているのですか。せっかくですから効果的な事業を展開していただければと思います。この点につきまして何かありますか。

紅邑委員

私もコンペの委員をやっているのですが、今回、コンペの最終的な報告の場には、日にちが迫ったところで日程の連絡をいただきまして、既に予定が入っておりましたので、出席できなかつたんです。私も自分で選んだ責任というものがありましたので、事前に早めに報告書等を見て、自分なりにコメントを出したいと思ったのですが、それがなかなか送られてこなかったという現状がありました。仙台市との情報交換というところもありますけれども、行政側だけでこのようにしたらいいのではないかと検討するのではなくて、こういった委員会あるいはワーキングのような形で審査のあり方といったものを仕組みとして確立させていくということ、今までの経験を生かしてやったらいいのかなと実感しています。

山田会長

これは促進委員会で考えていくべきことと、審査委員会自体が自主的に御議論いただくということも必要だと思えます。

熊谷委員

パートナーシップ推進員という方は、一般の県民の方が県庁のどこかに行けば氏名とか役職といったものはわかるような仕組みになっているのでしょうか。私も県庁にはちょくちょく行くのですけれども、誰にNPOがらみの話をもっていったらいいのか迷う時があるので一般市民の方に公開または周知をして、推進員の方は県庁内部の方にウェイトを置いているような感じがします。パートナーシップと言っている以上は、NPOの方が訪ねて行った時は優先的に対応できるような仕組みになっているのかどうか確認したいのですが。

山田会長

推進員の目的と状況をお知らせいただけるといいんですが。

櫻井NPO・青少年班長

部内で協働の形を進めて行く時に対NPO的にも窓口になって、NPOの意見を自分の各課の施策の中に反映させられるようなリーダーシップをとっていただきたいということで計画したんですけれども、なかなかそこまで昨年度の段階ではなっていなかったということは確かだと思えます。今年度もですね啓発等は4月にも予定しておりますので、もう少

し定着を図って行くということがこれからの課題かと思えます。目的としては熊谷委員がおっしゃったようなことも考えておりましたけれども、13年度十分に機能したかと言われるれば不十分であったかと思えます。

山田会長

今のお話に関連して希望を言えば、例えば農政とかいろんな各部局に推進員の方がいて、市民、県民の方がその課のパートナーシップに関しては相談対応してくれるというようなことがあったらどうかというようなことですよ。そのような形で推進していただくと大変ありがたいのですが、可能性としてはあるんですよ。

櫻井NPO・青少年班長

それを目標として置きましたので、その方向として考えております。

曾根みやぎNPOプラザ館長

パートナーシップ推進員の設置につきましての経緯ですけれども、庁内に連絡調整会議という職員の組織があるんですけれども、こういった促進委員会、あるいはいろいろなところでの意見を施策に反映させるための協議をする組織をつくっております。それは部局長がメンバーとなって検討しておりますけれども、その下に幹事会というものがあって関係する各課の課長がメンバーとなってつくられております。さらに各部局のNPOとの直接の窓口となる役目を果たすべき人が必要だということで、昨年パートナーシップ推進員というのを各部局の主管課の総括担当の補佐を役職に充てたという経緯がございます。実質6月頃から推進員が置かれましたけれども、熊谷委員お話のとおり外向けになかなか機能できないでいたのかなという思いがございます。これからは積極的な周知を図りまして、例えば産業経済という関係でお話があった場合には、産業経済総務課というところにおじゃまをして、こういうことがあるんだけれどもということをお話されれば、農業振興課とか産業振興課という部署に繋げるという役目はもっております。積極的に利用されるような周知をもっと図っていければと思っております。

山田会長

他になにかございますか。

渡辺委員

申請の窓口を仙台圏以外に設ける必要が乏しいという考え方ですけれども、まだまだNPOの理解度も低いと思えますし、逆に利便性が悪くて申請していないのではないかとことも考えられるのではないかと思います。また、県庁対応というパートナーシップの話も出ましたけれども、当然出先機関にもそういった推進員の方がいてもいいんじゃないかというふうに思います。そのように考えますと受付ぐらいはして欲しいと思うんですけれども、そういった諸般の状況はどのように考えていますか。

山田会長

私も同感なんですけど、いかがでしょうか。

櫻井NPO・青少年班長

私の説明が悪くて誤解があったようなんですけれども、窓口というのはNPO法人の申請の受理との関係なんでございます。他のNPO施策全般について担当する部局としては、各地方県事務所に地域振興班がありまして、全般の相談には乗れるはずであります。NPO法人の申請では、最初にお話しまして細かいところで定款の作り方とか役員の決め方と

か多少細々としたやりとりが必要になって来るんですね。その時に私どもの体制としては、最初に地方県事務所に行って法人つくりたいということであれば、パンフレットがありますので必要なことはこういうことです、こういう書類が必要ですよという形でお話します。必要な書類というのはインターネットでも公開して、それをダウンロードできるような形になってますので、ある程度書類ができましたら郵送でも結構です。私どもなりこちらのプラザなりに送っていただければ結構でございます。細かい対応というのは、ある程度やった者の方が便利なので、プラザと県庁で対応しているということでございます。NPO全般についての窓口は各地方県事務所の地域振興班が担当しておりますので、地方には全くないということではございません。最初の入り口はどこでもけっこうです。

山田会長

認証業務に関わる相談対応ぐらいはしていただけると。

櫻井NPO・青少年班長

最初の入り口はできます。最初はですね、NPO法人とはなんですかというのが多いんです。それについてはどうしたらいいんですかという話があります。それは4ページぐらいのパンフレットがありますので、こういうことですよということで捌ける話が多いんですね。そこから法人をつくりたいということであれば、十何種類の書類がありますので、こういう形で目的と役員を決めてという細かい話を、また、定款の中身までというような話になれば、こちらのプラザと県庁の方で対応するという形になっております。

渡辺委員

やっぱりまだまだNPOの理解度が足りないのかなと思いますし、その辺は振興班でできるのだろうとは思いますが、きちっと対応していただきたいと思います。よろしく願いします。

櫻井NPO・青少年班長

地方県事務所での体制というものもこれから充実していきたいと思えます。

山田会長

今配置されている地方県事務所のスキルアップというか、なるべくサービスのレベルを上げていただくような研修等も必要かと思えます。

他に何かございますか。

須藤委員

施策の実施の中でNPOの委託ということが書かれていますけれども、13年度はどのぐらいの実績があって、14年度はどのぐらいの目標になっているのかお尋ねしたいんですが。

櫻井NPO・青少年班長

この間、庁内アンケート調査をいたしまして、まだ成果がまとまっておりませんが11年度が9件、12年度が18件、13年度で27件という数字だけは押さえて参りました。昨日、NPO推進事業ということで候補に挙がったのが14件です。ただ13年度の27件という数字は促進事業としての認定以外のもので、これまでやってきているようなことも含んでおりましたので、来年度もだいたい今年と同じ程度にはなるんじゃないかと思えます。緊急雇用の関係もありますので14年度もさっき言った程度の委託にはなるんじゃないかと思えます。

山田会長

質問なんです、これは年度の初めと言うか、前年度に促進事業該当の委託としての認定がされていないといけないということなんです。

櫻井NPO・青少年班長

委託の関係は従来からやっているものは新しく認定という必要はありませんし、ここしかないというようなものも特に認定という手続きを経なくてもいいので、ガイドラインに基づくものは、この認定を経なければ委託できないという性質のものではございません。

山田会長

各部局は、必ず1件なり2件をNPOに委託しなければならないというような類のものではないのですか。

櫻井NPO・青少年班長

何件というような割り当てはありません。

須藤委員

パートナーシップを推進していくときに、例えばこういった委託を13年は27件であったならば、14年度はその倍にするというような目標がきちんとあって、そのためにはどうしていくのという進め方をされるということは考えていらっしゃるのですか。そのためには各課で1つというような目標を設定するような取り組みをされてはいらっしゃるということですね。

櫻井NPO・青少年班長

目標設定というのは、一つは各課の事業内容と予算というのがあり、もう一つ相手方のパートナーとなるNPOさんに事業を担える団体があるのかどうかという問題があり、一概に今年の場合はというような目標は設定できませんので、できうる限りNPO委託が可能な方向で検討していただくというような話はしておりますけれども、何件という目標は立てられない面もございます。

大木委員

確かに何件という目標はた立てられないと思うのですが、パートナーシップを推進するということでの目標を数字である程度表現してしていただいた方がいいと思います。その結果として、例えばこれを委託しようと思ったときに、相手のNPOがまだ育っていないとか問題点をはっきりしますから、その場合は無理して委託する必要はなく、委託しようと思ったけれどもこの事業をやるにふさわしいNPOが見つからなかったという格好にすれば、よりNPO側も自分たちの活動として問題意識を持って向上しようという意欲にも繋がってくるのではないかと思います。必ずやらなければならないということではないですけれども、ある程度の目標は出していただけたらと思います。

菊地（健次郎）委員

NPOと主管課との関わりで、これは絶対関わりがないだろうと想定できるものは具体的にどのくらいあるかということはお話できると思うんですが、その辺は想定されていますか。

櫻井NPO・青少年班長

各部、総務部、企画部、環境生活部、保健福祉部、産業経済部、土木部、出納局、企業局、病院局、教育庁、警察本部ということで全部の総括担当、例えば総務部で言えば人事



課の課長補佐にお願いしております。

菊地（健次郎）委員

それはわかるんですが、今数字目標というのが出ているように、NPOと全然関われないだろうという所は、はじめから想定できるでしょということを申し上げているわけです。

山田会長

今のお話裏返せば、どれだけが対象になり得るかという目標が立てられるのではないかとということになるかと思えます。

藤田委員

県とNPOのパートナーシップという漠然としたものではなく、これから育成しなければならぬNPOと高度な提案ができる県政を引っ張っていくようなNPOもいっぱいあると思うのですが、例えばまちづくりのNPOと都市計画課とが一緒に交流をもってNPOの意見を吸い上げていく、それから福祉についても福祉のNPOと福祉課が常に交流を持つというのが一番いいと思うわけなんです。ですから、パートナーシップ推進員というのは各課に置いて、都市計画課だったならばまちづくりのNPOの人と定期的に交流会をして、NPOでもいろいろできるけれども、NPOでは限界にきて県政でやってもらわなければならないというようなところを吸い上げて、県が動くというのが本当のパートナーシップだと思うので、問題外のところは除いて福祉であるとか公害であるというようなところは、部局ごとにパートナーシップを図るというのが必要だと思うんですね。

山田会長

今、おっしゃられたような方向で推進を図っていただくと、その時に目標値のことも御検討いただけたらということと、パートナーシップ推進員に少し頑張っていただけたらどうかということですね。それから各課が委託を促進するインセンティブのようなものを施策の中で作りだしていけると一歩前進するかと思うんですけども、そのようなことも御検討いただければと思います。

紅邑委員

NPOの現場のことをもっと外に出て行って知るという機会を増やすべきではないかと思うんですね。中にいてもNPOのことというのはわからないと思うんですよ。別の委員会のところでもご提案したんですけども、例えば企業に行っているいろいろ勉強して学んでくることが職員の中では行われていると思うんですが、そのような現場の先にNPOを加えるということがあってもいいかと思えますし、藤田さんがおっしゃったように交流する機会を、来てもらって交流するのではなく、むしろ出掛けていって交流することで、もっと積極的に担当の部署が情報収集をするような形で交流を図っていく、若しくはそういった声がNPOから出てきたときにそれを受け入れるという体制が整っていて、例えばそれにパートナーシップ推進員という人がいるんだよというようなことをNPOの方にもっと知らせていくことによって、そういうことが生まれてくるんじゃないかなと思うんですね。それから、もう一つは委託の先の成果というようなことで言うと、どういふふうに委託をしたことによってどんな成果が欲しいのかということと得られたのかということの評価もこれからは行政評価と同じくらいに必要ではないかと思うので、これから仕組みとして外から評価していく若しくは一緒に評価していくということが必要ではないかと思えます。

山田会長

現場に出るような仕掛けと委託したことによる評価をしっかりとっていくべきだろうということで、大切な御意見だと思えます。

例えば現場に出るにしても各課でやるという方法もあるし、ある課で窓口になって御紹介をしていくということも必要かと思えます。

協議1についてはいかがですか。よろしいですか。それでは協議2のNPO活動資金支援システム研究事業報告書の概要について事務局から御説明いただきたいと思えます。

櫻井NPO・青少年班長

7ページからお話させていただきたいと思えます。

NPOにとっていろいろなアンケート調査を行ってみますと、資金不足ということが課題で行政に対する資金支援というのが第1位にくるようでございます。私どもが平成10年に行った調査でもそのようなことございました。県で資金支援の問題を考えるべきだということが促進条例にもありまして、これを受けまして今年度、資金支援システムのあり方について、どういうモデルが考えられるかということ、大滝精一東北大学教授が代表を務める地域NPO学会にお願いして検討してもらったのが成果として、先日報告書がまとめられました。これは一つのアイデアでございまして、オープンの場合にお諮りするのでも最初でございます。促進委員会の意見を聴きながら、県内のNPOの意見を聴きながら施策として取りまとめていきたいと思っております。内容は1の資金支援システムの必要性ということで、不採算であっても自らのミッションとして取り組むというのがNPOの本来的な活動であろうということですが、自分たちの自己資金の範囲を越えたとしても、社会的に必要とされる事業を展開するというのであれば他からの資金協力が必要であるということでございます。むしろ積極的に自分たちの活動の意義を訴えて、みなさんからの御協力を得るといっても活力あるNPOではないのかという意味で、社会的に支援する仕組みが必要であろうということです。8ページにいきまして、そういったシステムをつくりますと、今までNPO活動という特殊な慈善事業ということではなくて、市民の社会的な活動に広がっていくのではないかとというような考え方でございます。表の2では事業拡大資金の調達方法として、成長企業が株式を発行する場合の説得材料として収益、配当の利殖性があると、一方NPOの方は、寄付金や助成金ということで、受ける説得材料というのは社会的な意義と組織の信頼性ということではないかなという表でございます。(2)の資金源としては、自己資金、助成金、それから事業型のNPO、いわゆる収益があっても償還ができるようなNPOについては融資というようなことも考えられるということでございます。9ページで資金支援システムのあるべき姿としては、みなさんのお金を寄付していただいて、それをNPOに繋げていくという仲介をなすもので、それはまず信頼性というのが非常に大切で、その組織が信頼されることと、配分される相手方も信頼されるような相手方であるというような仕組みでなければならぬだろうという考え方から、情報公開やいろいろな人が参加できる仕組みとこれから育つNPOなどにも配分するようなものであってはということです。図の3は上が営利循環と言いますか利殖目的の循環、下の方が非営利循環、社会貢献活動への参加としての資金支援のモデル図でございまして、仲介するのが資金支援システムであるということでございます。10ページにモデル図が書いてございますけれども、県はまとまったお金を出せる状況にはないというこ

とと、もう一つは広く市民、企業が参加するような仕組みであるべきだという考え方から、この図が示されているわけです。県が条例に基づいて仮称「NPO活動支援基金」というものを創り、そしてそこに市民、企業からお金を寄付していただいてそれをNPOに回していく、そしてNPOはいろいろな活動を進め、自分たちをアピールすることによって、市民、企業から資金的な御協力が得られるだろうというようなアイデアでございます。10ページの(2)に県の関与する意味があります。まず、日本ではなかなか民間、市民の寄付の風土が醸成されていないので、行政が支援システムを始めるということに一定の意義があるのではないかとということが一つ、それから資金支援システムの仕組みは行政が関わるもの、そうでないもの、分野別のもの、いろいろ多様であってよいのですが、県が関与することによって一般的な信頼が高まるということと、県に対する寄付ということになりますと損金算入という、寄付する側が税法上の優遇措置を受けることができるということと、県の情報公開条例によって情報公開が制度的に保証されているということでございます。(3)として大事な点は市民、企業からの寄付が主体となるべきものであるということで、他の県で取り組んでいる例としては、県が1億というようなお金を出捐して、それを10年間に渡って取り崩していくという方式のものも多いのですが、そうすると広く市民や企業が直接NPOを支えるという内容のものではないのではないかとということと、NPO活動を活発にしていこうとするインセンティブに欠けるのではないかというようなことがあります。NPO活動が活発化して市民、企業からの信頼が向上して寄付金が増加して、またそれが活発化に繋がっていくという拡大のラスパイラスを描くのか、それとも停滞から信頼が低下して寄付金が減少して活動が停滞していくのか、出発点はNPO活動がどれほど活発で市民の信頼を得られるかということにかかってくるというような仕組みでございます。この運営につきましては12ページにあります。県とNPOとのパートナーシップということで協力連携の形でやっていったらどうかということで、基金の管理内容について、基金の造成は県と運営委員会若しくはNPOの方々が協力して基金の積み立てを皆さんに呼びかけるということをする、歳入歳出の会計事務については県でやり、そして助成団体の選考については県とプログラムオフィサーと選考委員会という形で行う。選考委員会と運営委員会の構成については、具体化するなかで検討していくこととなります。助成後のフォローとアドバイスということではプログラムオフィサーなり県が対応し、全体については県と運営委員会が協議し、NPOの意見を尊重しながら運営していくべきではないかとございます。市民、企業の協力がないと成り立たないということなのでいろいろな団体、企業や既存の助成制度との連携も必要であろうというような趣旨でございます。プログラムオフィサーというのは、いろいろな助成事業の企画、立案、運営、助成対象のフォロー、事業評価等を一貫して行う方で大きな財団ですと複数の方々がいらっしゃるようでございます。最後に14ページには、事業系のNPOでお金を借りても返せるような運営形態の事業であれば、融資という方法も可能であろうと。これについては現在の県の制度で言いますと中小企業に対する支援として銀行にお金を預託しまして、その銀行のお金と合わせて融資するというような低利融資制度がありますので、そのような方法もできるのではないかとということも提案されました。実施までのスケジュール提案としては、13年度が研究、14年度が施策化に向けての意見聴取、調整等を行い、条例を設けて基金を造成し、16年度からは助成できるようにすべきではないか

というようなアイデアでございます。これはまだ、事務的な作業を全くしておりませんので、このアイデアに基づいていろいろな意見をいただきながら施策化していければと考えております。

山田会長

地域NPO学会に委託で出されている資金支援システムの報告が出たということで、この報告をもとに今後資金支援システムを検討していきたいということですので、今の段階でこれを材料に皆様からいろいろ御意見をいただければということでございます。

須藤委員

図4の提案モデルのところですが、NPO活動支援基金に市民とか企業が寄付をするところでもっと細かい提案なんですけど、例えば市民の方がNPO活動支援基金に寄付をすると、だけれどもそれがどういう団体でどのように使われるかというのがやっぱり出した人たちが一番関心があるのではないかと思います。それはもちろん情報公開という大きな形で返ってくるとは思いますが、この活動支援基金の中身を分割して、例えば環境に関するものか社会貢献なものか区分けをして、自分で関心があるところを選んでそこに寄付ができる、そしてその団体が個人や企業の出した人たちに結果を返して交流を図るような形が考えられたならば、もっと関心を集めやすくなるのかなと思ったんですが。

萩原環境生活部次長

皆さんのお手元に助成金のメニューや配分についての資料が届いていませんが、実は今お話いただいたようなことも検討しておりまして、報告書には詳しく記載させていただいております。例えば助成の対象活動内容を確定しないものであるとか、あるいはテーマを決めていくものであるとか、あるいは基金を出してくださった方々の意見を尊重して環境関係の団体にというような細かいものを報告書の中で書かせていただいております。

紅邑委員

今、お手元に資料をお配りしましたが、これは私どものせんだい・みやぎNPOセンターが一昨年から取り組んでまいりました、資金だけではなくて物品や人材も含めて、企業、団体、市民からNPOに資源を提供する仕組みを開発して、実際に動かすということ去年から行っているという実績の資料をお渡ししたわけです。サポート資源の運用実績というところを見ていただければおわかりのように昨年秋から今年3月にかけて、こういったことが既に行われていますということと、仕組みとしては全く同じように企業若しくは団体、市民も含めて資金的な支援も提供してもらって、それを県に代わる部分でシステムの運営委員会で検討してNPOに提供していくというのが既に先行した形で民間でできているということを皆様にお知らせしておきたく、資料をお配りしました。これとかなり重なる部分があるように思うんですが、現在は、民間ができることは民間にという流れがある中で、これとかなり重なる部分があるとすると、例えば企業の取り合いになることも場合によっては出てくるのではないかと懸念しているのですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

山田会長

もらえる方はいろいろあった方がいいんですけども、出す側が限られていると競合するのではないかとことですが、いかがでしょうか。

櫻井NPO・青少年班長

それは、研究会の議論でもありました。せんだい・みやぎNPOセンターさんでの取り組みもみなさん御承知でございます、その際に出たのが、一つは多様性ということである。いろんな仕組みがあって競合による競争によって、どちらの方が信頼性があるかということであれば、信頼性がある方に資金が集まってそちらの方が伸びていくだろうし、寄付した人に情報提供しなかったり説明がなかったりすれば、そういうところは信頼性を失って組織として立ち行かなくなるかも知れない、それはそうすることによってお互いが活性化していくのではないかなという議論で、県が関わるようなものがあるといいし、それが民間の方がより効率的で信頼性の高いNPOがやった方がいいということであればそちらの方が伸びていくだろうという考えでございます。

菊地（文博）委員

私も疑問に思うことがあるわけですが、NPO活動を促進させていくという中で、第一段階としてNPOを育成していくという部分があるわけですね、そして、ある程度育成していくと今度はNPOの自立というのが考えられるのではないかなと思っております。今の説明ですと多様性、競合性というのはNPO同士の多様性、競合性は大きいけっこうだと思わうんですね、しかし行政が関わってNPOと競合性、多様性というのは言葉として適切ではないのではないかなと思わうわけですよ。NPOが自立してくる中で、行政が圧迫するようなものは好ましくないのではないかな、ある程度自立してくればそこに委ねていく、そしてそこがどんどん成長することによって、真の意味でのパートナーが育っていくのではないかなと思います。例えば、以前、いろいろな施設の管理を外郭団体に任せてあり、それが条例に明記されているというのは好ましくないという話をしたことがありますけれども、どんどんNPOを育てていくという視点であれば、自立させるにはどうすればよいかということを考えるべきではないかな、県がある程度主体的になって基金を集めるようなことを、行政がやってもいいし、民間がやってもいいということにはならないのではないかなと思わうんですが、いかがですか。

櫻井NPO・青少年班長

そのような議論もありましたが、資金支援システムというのが誰のためにあるかという県のためにあるわけでもなく、県内のNPO全体の促進のためにあるべき仕組みを作ろうとしたときに、どういう形で現時点の制度を前提として、効果的にお金が集まって適正に配分されるかということ、県が関わったものがあるといいのではないかなと、それがNPO全体にとって非常にいい仕組みではないかなという議論でございました。県内のNPO全体の発展にとってどういう資金支援の仕組みがいいのかという観点から、行政が関与するものがあってもいいのではないかなという話でございました。

菊地（文博）委員

趣旨はよくわかりました。ただ現実的に、NPOとして支援基金のようなものが出来上がっている場合がありますね、そこの整合性を図りながら、あるいは将来どのようにしていくんだということも考えないとNPOの自立に繋がっていかないのではないかなと思っております。今現在はそれでもいいかも知れませんが、民を圧迫する、NPOを圧迫するような形ではなくて、話し合いをしながら、将来に亘っても関与していくのかというような話にならないと、なかなか自立していかないのではないかなと思います。

山田会長

今のお話はパイが一定の場合には、既にやられているNPOが困る訳ですね。せっかくこういうシステムをお作りになったのにそれがうまく立ち行かなくなる、だからパイを奪い合うような形ではまずいんじゃないかと、ただ、こういうことがいろんなところで起きることによって全体のパイが広がるのであれば、それはむしろいい形であって、県としてはこういうものを検討する中で全体のパイを広げるような働きをすべきではないかということだろうと思います。実際には、資源というものはもっといっぱいあるはずなんですが、それがなかなか形にならないとすると、県としてはもっと資源を掘り起こすべきではないかという気がしますね。これの実現に向けては、総量パイを増やすような工夫があって、これをやることによってこっちも増えるよというようなものであって欲しいですね。

#### 紅邑委員

NPOの活動促進ということで、例えば企業に働きかけしていくというのは、山田さんがおっしゃったとおりだと思います。私たちも自分たちの力で一生懸命働きかけて、今40数社の開発に関わる企業が出てきています。先ほどの話にあった信頼性がある方が支持されるということだと、私たちは信頼され得るかどうかということが問われるということもあって、それは自分たちで努力をしなければならぬとは思いますが、むしろその部分を応援してくれるような仕組みが求められてくるのではないかと思います。そのあたりが、これまでのNPOの活動を促進する県の方針の中で、企業との連携も推進していきましょうということが謳われていまして、今はNPOとはなんぞやという基盤が整ってきたところですので、次は行政と企業セクターにNPOを理解してもらおうといったところを開拓する促進支援策がまず先行して行って、そこからこういったところの動きというのを連動させていくというのがあるととてもいいかと思います。実際、私たちもせんだい・みやぎという名前があるとおり宮城県域全域を対象とした仕組みとして捉えていますので、そういう意味では仙台圏域だけではなくて、かなり様々なところに提供しております。

#### 大木委員

資金支援システム研究会の一員としての立場で意見を申し述べたいと思います。先程来、菊地（文博）委員や紅邑委員のお話というのは、研究会でも十分考慮されておりますけれども、この資料にはそういった部分が余りないのでなかなか理解しにくいのかなと思いましたが、先ほど、競合というお話がありましたけれども、当初は補完という役割の方が重要ではないかという意見もあったわけです。これは私が言っていたことですが、補完の関係というのは、せんだい・みやぎNPOセンターで今やっていることが十分に達成できないときには、むしろそちらを支援するというようなことで、それぞれ特徴は出し合うのですが、相互補完的な機能を重視していくべきではないのかということをおっしゃっていましたが、ここには具体的には出ていません。資金を開拓する機能というのは、いろいろな知恵の絞り方があると思うわけです。今既にいただいているものを横取りしようなどというのは、パイを奪い合うということになりますから、そうではなくて新たな資金提供のあり方を開発していくと、これは市民だけではなくて企業であるとか団体にもお願いをしていくわけですが、そのときにどういう仕組みが必要かということでのアイデアだというふうに御理解いただけたらと思います。

#### 小玉委員

この資料を見たときに、せんだい・みやぎNPOセンターでやっているのと同じだなと

思って拝見しました。地方にとってみればいろいろなものがあった方がいいのかなとも思いますし、県は一応の期限を切つて様子をみながら広げていくか縮小していくかということをするればよいのではないかと思います。それから、地方でもこういうことがコミュニティ財団とかコミュニティ基金のような形でできていけばいいなと思っております。どうしてもやはり仙台集中という感じがしておりますので、できれば地方でもこういうシステムが育つようなことを考えていただければと思います。

菊地（健次郎）委員

損金算入はいい制度で、県が条例を策定して基金を作るのであれば企業が損金算入できるということだと思いますが、個人の場合は何も控除されないのですか。今の状態でもNPOに寄付した場合に個人でも企業でも何か特典はあるんですか。

櫻井NPO・青少年班長

個人の場合でも優遇受けられます。国とか町とかという地方公共団体と共同募金会でしたかね同列に扱われる団体というのは、日本赤十字もですかね。

菊地（健次郎）委員

条例化すれば、もっとよくなるということはあるんですか。

櫻井NPO・青少年班長

条例でなくとも、今でも、県に寄付します、町に寄付しますというように地方公共団体が相手であれば優遇は受けられます。ただ、これは使い道がはっきりしている場合で、例えば病院建設だとか学校建設だとかという基金を作る場合と同じように、このために使うお金ですよということでの基金の場合です。

菊地（健次郎）委員

他の県では公益信託をやっているという例が書いてありますけれども、これは具体的にどのようなことなんでしょうか。

櫻井NPO・青少年班長

岩手県だったでしょうか、今年から始めたもので、例えば県が1億5千万ぐらいを公益信託に預けまして、それを10年ぐらいで取り崩して配分していくという制度でございます。従来、公益信託と言いますと運用益で賄っていたわけですがけれども、今は運用益がほとんどゼロですので、取り崩し方式でやっているようでございます。ただ、公益信託に対する寄付といった場合には、全額損金算入ということにはならないようでございます。

菊地（文博）委員

私が申し上げたかったのは、NPOに支援していくという部分ではなくて、寄付をいただく場合において行政とNPOがあった場合において、パイを奪われる可能性があるのではないかとということをお話しているわけです。いろんな基金があってNPOに支援していくというのは、これはいいことだと思います。ただし、行政側が主体となってお金を集めるということがあって、民間でも先にやっている場合にパイの奪い合いになるかも知れないので、逆に言えば本来はせんだい・みやぎNPOセンターさんのような団体が地方にもできていればこれは理想的であって、行政側はこのような団体がありますから企業さん団体さん、NPOの支援サポートをしていただけませんかというような話をすればいいんだけれども、今現在まだできていないから県で立ち上げる、と言っても将来このようなものがどんどんできていく場合に、支援システムというものをどういうふうにもっていくんだ

というコンセプトまできちっとしておいた方がいいのではないかという話をしているわけです。

藤田委員

日常的に支援をするということだけではなくて、県でやるのはやはり委託事業を増やして育てるということであって、今は企業に丸投げでいろんなことをさせたり、外郭団体で情報公開を求めてみると無駄な金が使われているのではないかとということがあるので、もっとNPOに委託をして日常的な支援に頼らなくてもいいという形でNPOを育てるのが一番いいのではないかと思います。もっとNPOと交流して、どこにどういうことを委託できるのかということをもっと広げていただければと思います。

櫻井NPO・青少年班長

委託というのは、県のお金で事業を行うわけですが、この資金支援システムは県のお金を出してそれを配分するというのではなくて、広く集めて県は貯金箱を作って管理をするということで、お金は企業から集めるわけですので、委託の話とは別でございます。

藤田委員

貯金箱を増やすということよりも、まず委託を増やすということを主目的にしてもらいたいと思います。さっきの話に戻ってしまいますが、資金支援システムをどうするかという問題ではなく、全体としてどのようにNPOの資金を作るかという、もう1回見直した話でございます。

紅邑委員

資金的な支援ということよりも、藤田さんがおっしゃっているのは、事業についてもっと関わる機会をNPO側に提供していくということだと思いますし、既に行われている助成金の見直しの中からもっと違う形でのNPOとの繋がりを作って、より効果的で公益的な事業をNPOと一緒にやっていく、それがパートナーシップだと思うんですが、その推進がある一方で、それとは別のラインで資金的に直接支援する仕組みを今回提案されているということだと思います。そのときに先行してやっているNPOがあるのであれば、それをサポートしていくというのが一つあるのではないかとということです。先日、古川と石巻でこの仕組みについてのプレゼンテーションをして、地域の企業に関心を持ってもらうということを行ってきているわけですが、仕組みを運用するということはお金もかかることなので、それを私たちが運営委員という方々によって、運用していこうと思っはいるのですが、それが将来的には各地域ごとでの仕組みを支えるというものに発展させていけたらいいなというビジョンを持っております。その辺のことを、先ほど菊地（文博）さんが、県はどのように考えているのかと問われていたのではないかとと思うわけです。

櫻井NPO・青少年班長

資金支援システムの中で議論されたのは、県からの支援というより皆さんの社会貢献活動への参加の志を活かすようなシステムということで、これは県が補助するとか県の事業を委託するのとは違う仕組みでございます。この資金支援システムの中にせんだい・みやぎNPOセンターさんの取り組んでいる仕組みがあることを前提として、もう一つ全体としてうまく回る方法としてどういうものがあつたらいいのかということで検討したわけで、県の関わるものがあって、せんだい・みやぎNPOセンターさんのものとバッティングするところがあるかもしれませんが、NPO全体としてみればそのようなものがあつた



方が潤うのではないかという議論でございました。菊地（健次郎）委員がおっしゃったように、税制度上、競争条件が一緒ではないということだけは確かでございます。税制度上、県へ寄付された場合には損金算入が認められるという制度の中で、より多くの寄付が集まってより多くの団体に回っていくということを考えれば、県が関わるようなシステムがあった方が、非営利循環というものがうまく回るのではないかというのが一つの論点でした。もう一つは多様性ということで、お互いに競争した方がいいのではないかという話もございました。競争条件が対等ではないという制度の中でも、県が関わるようなものがあった方が、NPO全体にとっては必要なことではないかというような議論でございました。

山田会長

資金支援システムが多様にあるのは、NPOにとってはありがたいけれども、しながら既存のシステムが衰退するようでは困るので、サポートであるとか棲み分けであるとか、あるいは全体のパイが広がっていくことが見えるような形で運用していただかないと競争とはいえ、NPOが衰退してマイナスになるのではないかということがありますのでぜひ検討をしていただきたいというのが1点と、先ほど藤田委員が言われた、こういったことも大事だけれども、もっと大局的にみればパートナーシップの部分で委託に力を入れるべきではないかというようなこともありましたので、それも頭に入れながら今後の方策を考えていただくことをお願いします。これは地域NPO学会の方でもいろいろ御検討されているかと思しますので、その御提案を掘り起こしながら運用に向けて一工夫していただきたいと思えます。

渡辺委員

このシステムについては、プログラムオフィサーという方が重要な役割を果たすのではないかと思います。私は、地域づくりとかまちづくりというのは自分でやらなくてはいけないのだと常々言っております。今までは行政がやってくれるということで、なんでもかんでも要望がいっぱい出てくるのですが、本来はできる限り自分でやって、やれない部分については行政でサポートしますよというような話をしております。こういった資金支援システムが出てくると、貰えるものは貰おうという考えも出ないとは限らないわけですし、先ほども話が出たように、これからずっと助成していくというのも問題があると思えます。そういった中において、プログラムオフィサーの役割は非常に大きいのかなというふうに思っております。どのような資格がいるのか、これから養成するのかというようなことをお知らせいただきたいと思えます。

萩原環境生活部次長

特別な資格は必要ございませんけれども、必要な能力というものがあまして、けっこう大変な能力が必要とされます。私自身、トヨタ財団というところでアソシエイトプログラムオフィサーをしていたという関係がありまして、助成をしていく際には非常に重要なものだと思っております。日本では、最近ようやくその重要性が認識されてきております。大きな財団でも優秀なプログラムオフィサーの取り合いのようなことも起きています。ですから大学院の学生であるとか関心のある若手の人たちをプログラムスタッフとして育成することも含めて、この報告書の中では提案させていただいております。資格試験があるわけではございませんが、アメリカの場合ですと大学の先生であるとか専門家であるとか、そういう方たちが関わっています。そして、オンザジョブトレーニングの中で能力を身に

に付けていくということでございます。

山田会長

この2点目の議題につきましては、先ほど申し上げたような形で引き続き御検討いただくということでよろしいですか。

紅邑委員

検討いただくということは、具体的には継続した形でこのことについて検討を重ねていくという意味なのか、それとも、もうやりましょうということで検討していくということなのかを確認させていただきたいのですが。

櫻井NPO・青少年班長

先ほど申し上げましたように、これは一つのアイデアでございますので、今日の御意見を踏まえ、また、せんだい・みやぎNPOセンターで行っているシステムとの関係をどうするかということが結論に至りませんでしたので、今後、一般の多くのNPOの方々の意見を聴きながらどのように進めていったらよいか検討、協議していきたいと思っております。ですから、この内容で進めていくということではございません。もう少し意見調整が必要だと思っております。

山田会長

先ほどの課題をクリアするような形で実現するとするならばということですね。

次にその他ですが何か議題ありますか。

特に皆様の方から非営利活動の促進に関して何かありましたらお願いします。

小玉委員

先日、県からの委託を受けて、NPO・青少年協働促進事業をやった際に高校生が非常に興味を示してくれまして、若い方々が少しずつNPOの方を向き始めているという風を感じました。そのときに、こういうこともできたらいいなということで提案させていただきたいのですが、高校生なり大学生なりがNPOで何らかの働きをしていただいた場合に、県内共通の証明書のようなものがあって、私はこのようなところでNPOの活動に携わりましたということで、次にステップアップしていけるような材料を作ったらどうかと思っております。

萩原環境生活部次長

手帳のようなものですかね。献血手帳のようなNPO活動手帳があって、例えば、NPOとは何かということや宮城県にはこのようなNPOがありますよというようなこと、あるいはここにコンタクトをとるとこういう活動をしているNPOを照会してくれますよというようなことを印刷して配っておき、その手帳に各NPOの方々に判子を押してもらったりサインをしてもらったりするようなものですかね。

山田会長

これは割と奥が深くて、要はスタンプがどうこうということではなくて、若い人がNPOに意欲的に参加することをきちんと評価する、そしてそれが次のNPO活動に繋がっていくという仕組みを考えていただけないかという御提案だと思っております。

紅邑委員

例えば、私が関わっているもので、その対象に高校生は入っていないのですが、20歳以上の人を対象にした市民プロデューサー養成講座というものがあって、そのプログラム

の中にNPOでインターンシップをして、そこで評価をしてもらったものを活かして、次に自分の事業を企画して立ち上げてもらうということを約半年やってもらうというのですが、例えばそれを少し違った形でリメイクして高校生バージョンとしてやってもいいのかなと思います。

萩原環境生活部次長

県としては現在、高校生に対する出前講座というものをやっておりますけれども、来年度も進める中でそういった方式も検討していきたいと思います。

山田会長

他に何かございませんか。

紅邑委員

NPOプラザという名称なんですが、建物の名前だと思っていたところ、機関の名前でもあるということが先日わかりました。NPOプラザというふうにお話をするときに、運営とか情報といった形で関わっている人たちもNPOプラザの関係者というイメージで受け止められることも多々あって、その名称をすぐ変えてくださいということではないのですが、御一考いただきたいと思います。例えば仙台市の場合、市民活動サポートセンターという施設があって、運営管理は私どもせんだい・みやぎNPOセンターがやっていますが、設置をしたのは仙台市で、その担当課が市民活動支援室であるというふうに分かっているのですが、そのところが全部NPOプラザであると語られていると文書の中でもどちらの意味合いで語られているのかわかりにくいので、工夫していただけるといいかなという提案でございます。

櫻井NPO・青少年班長

例えば、仙台地方県事務所という県の組織があって、そこが入っている建物は仙台合同庁舎という名前なんですが、ここは施設がNPOプラザで、また組織もNPOプラザであって、ここにいる人たちのグループのイメージもNPOプラザということで、ちょっと錯綜していて誤解があったかも知れません。ただ名前を変えるのも調整が必要なものですから、そういう御意見があるということで考えておきたいと思います。

山田会長

県民にわかりやすい表現をとっていただきたいと思います。

大森委員

基本的な事になると思いますが、今日いろいろ議論されたコンペ事業、委託事業、資金支援システム、プログラムオフィサー制度、人材の問題などの向こう側にはNPOの活動をどのように評価するのかという問題が必ずあって、NPO自体をどう評価するかということは今の中に考えておかないと、様々な活動の効果がどうだったのかという議論になったときに非常に困るのではないかという感じがしています。それは一体誰が評価するのか、行政なのか、NPOがNPOを評価するのか、一般市民が評価するのか、企業の立場で評価するのかということがあって、一般的に共通評価できるようなスタンダードというものを持っていないとまずいのではないかという気がします。NPOは様々な活動分野があって、規模も大小様々、目的も違うので一概に評価するというのは難しいと思いますが、そういう問題が遠からず将来的には必ず出てくるのではないかという思いがあります。それをどのように考えていくかということを持っていないと、NPO自体の促進ということ

が空中分解してしまうのではないかと思いますので、そういう部分も考えておいた方がいいのではないかと気がいたしました。

櫻井NPO・青少年班長

評価システムの関係は、せんだい・みやぎNPOセンターの加藤さんが入っている研究会でやられていますね。もしその辺のところを紅邑さんご存じでしたらお話いただけませんか。

紅邑委員

評価システム研究会というものがあって、そこでNPO自身の事業評価とか組織評価とか協働の評価というものを研究していて、ちょうど先日、そのフィナーレが行われたばかりです。その中でお互いに評価し合うということを政策形成の段階、委託をするプロセスの段階からやっていくということで、大森さんがおっしゃったようなことの一つは実施できるのではないかと考えております。まだ日本では進んではないのですが、海外ではそういう仕組みを行政が持っていて、それをパートナーシップ評価という形でそれぞれの部署が委託をする場合や協働の事業をする場合に一つの指標としながら進めていくということがあって聞いておまして、その辺はまだ日本では確立されていないので、これから作り上げていく中でスタンダードというものが見出されてくるのかもしれませんが。これはスタートラインに立ったところで、実際のところ委託事業もそれほど多くなっているわけではなく、既に行われたことについて評価をしていくということを協働で開発していくというところにやっと差し掛かったところで、その報告書も間もなくできますので、場合によっては宮城県の方にも差し上げたいと思っています。

山田会長

いずれにせよ、行政によってNPOが評価されたのでは困るのであって、大森委員の御提案はNPOの評価についてこれから議論をしていくべきではないかということですね。

もう少し時間がありますが、何かございますか。

紅邑委員

最近、私の団体でもやっていることなのですが、今日ここに参加された方々から一言づつ感想をいただけたらなと思うのですがいかがでしょうか。

山田会長

それでは、順にお願いします。

小玉委員

これからどんどん広がっていくであろうと思われるNPOのことについて、みなさまの意見を聞いていきたいと思っています。

熊谷委員

私はNTTグループに40年以上勤めておりましたので、NPOに関してはそれほど詳しくはないのですが、数値目標とかプロセスとか評価というものはNTTではだいたい全国統一されておまして、そのようにパターン化された中での評価ということであればやりやすいのですが、ある施策を実施してその成果と反省をもとに、どのように次の施策に繋げていくかということになるとなかなか難しいと思います。私自身、もっと勉強していきたいと思っています。

菊地（文博）委員

みなさまの御意見をお聞きして、私に何ができるのかなということを常々考えております。私の基本的な考えは、それぞれのセクターはそれぞれに任せると、NPOのことはNPOに任せるといような形になっていくことが、パートナーシップの確立に繋がっていくのではないかと考えております。

菊地（健次郎）委員

資金支援システムについて検討していくということでしたけれども、私も検討してみても提言していきたいと思えます。

大木委員

前から委員をやっていたんですけども、今までは総論的な話が多かったと思えます。ただこれだけ法人認証が進んでくると、なかなかNPOを一括にはできないなということがあって、それぞれの課題も困難性も違ってきて、そろそろ各論的な支援策というものが必要な時期になってきたのかなというのが感想でございます。

山田会長

NPOの支援促進について、氷河期であるとか形成期というものを終えて、これからは発展期、成熟期になるわけですが、その発展、成熟に向けての支援策をみなさまと一緒に考えていきたいと思えますのでよろしくお願ひします。

大森委員

私は石巻から来ておりますが、石巻ではこのような場ではざっくばらんに話しているものですから、この場に来ますと緊張してしまうんですが、思ったことをストレートに発言できればと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

櫻井委員

今日冒頭に申し上げたことに尽きるんですけども、基本的に大事なことは政策形成していくときに、どのようにNPOや市民の方々を組み込んでいくかということをもう少し丹念にやっていく土壌が宮城県にはあるのではないかとこのように思えます。委託事業にしても事業を計画していく段階でNPOの方々を組み込んでいくとか、意見を反映させていくといった、いわゆるパブリックインボルブメントという表現になるのですが、13年度にも27件の委託事業があったということですから、そういう人たちを一度集めてヒアリングをしてみるとか、政策形成していく過程でもう少し丹念に地域の人たちの資源を使ってやっていけるのではないかと感じておりますので、ぜひ今後そういう形で進めていただきたいと思えます。

須藤委員

この会議は、ある程度まとめたものを作るということではなくて、疑問点や意見を自由に言うことができ、右に向いたり左に向いたりするということがいいのかなと思えます。

藤田委員

市民団体レベルで活動して、例えば弁護士会でも環境調査をしたり水源を調べたりして水源保全条例が必要だと提言してもなかなかできない、行政を動かすのがいかに大変かということもいつも感じているところで、ぜひNPOが大きな力になって行政を動かすことができるようになればなと思っております。

紅邑委員

行政でなければできないこととは何なのかということも、今日の議論で何回も問い直さ

れたのではないかと思います。行政セクター、企業セクター、NPOセクターの関係性をどう見出していくかということが、この委員会で問われることになるのではないかと思いますので、今後も忌憚のない意見を言わせていただきたいと思います。

渡辺委員

丸森というところは福島県との県境で、仙台とのギャップがだいぶあるのではないかなと感じています。県内でもまだまだNPOの理解を深めていないところもあるんだろうと思います。ただ、こういう事業を進める場合には押しつけではなくて、自発的にやれる方々にいかに喚起していくかというのが一番問題ではないかと思っております。我々も行政を預かると、押しつけてやってきた事業というものは全然だめで、みなさんがやろうという意識の中で進められているものはうまくいっているという状況でございますので、自発的に取り組む方々がどんどんでて来ればなと思っております。

山田会長

どうもありがとうございました。今のお話の中にもいろいろ議論の種はあったんですが、今日はここで終わりたいと思います。長時間ありがとうございました。

#### 4 閉会

事務局

以上をもちまして平成13年度第3回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。